

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

確定申告について、下記項目にご注意ください

① 年金申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の還付を受けるには、確定申告が必要です。

また、所得税（国税）の申告は必要ありませんが、住民税の申告が必要な場合があります。

② ふるさと納税を行っている方へ

全国市町村等への「ふるさと納税」を行った方は、「寄付金控除」が受けられますが、ワンストップ特例を申請した場合であっても確定申告書を提出する場合は、申告書（寄付金控除欄）への記載が必要になります。

③ 仮想通貨の取り扱いについて（平成 30 年 11 月国税局より）

個人の仮想通貨取引によって生じた利益は、確定申告をする必要があります。原則として雑所得として総合課税の対象となります。一方、仮想通貨取引により損失が生じている場合には、雑所得のうち総合課税の対象となるものとの損益通算は可能だが、他の所得との損益通算は出来ないことになっています。また分裂により新たに取得した仮想通貨については、取得時点では課税されず、売却又は使用した際に課税されることとなります。売却した仮想通貨の取得価額及び売却価額が不明な場合には、平成 30 年 1 月 1 日以降の国内の仮想通貨交換業者を通じた取引であれば、同交換業者に「年間取引報告書」の交付を依頼することにより、価額の確認が可能です。また個人間取引等、上記以外の方法により取引をした場合には、銀行口座による入出金額や、同交換業者が公表する取引相場又は売買履歴に記載された金額により、取得価額及び売却価額とすることが出来ます。

ご不明な点等は、当事務所までご連絡ください。